第明治三十五年三月三十一日　種郵便物認可

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年１月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで）	茨城県猿島郡境町大字長井戸から茨城県猿島郡境町大字長井戸まで	新設工事	平成25年２月１日
一般国道468号 （東京湾横断・木更津東金道路） （千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで）	千葉県市原市山小川から千葉県市原市山小川まで 千葉県市原市山小川から千葉県市原市山小川まで 千葉県市原市山小川から千葉県市原市山小川まで 千葉県市原市山口から千葉県市原市山口まで 千葉県市原市山小川から千葉県市原市山小川まで 千葉県市原市山小川から千葉県市原市山小川まで 千葉県市原市山小川から千葉県市原市山小川まで	新設工事	平成25年２月１日

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第７号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年１月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町田端まで
②高座郡寒川町田端から高座郡寒川町倉見まで
③高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
④海老名市中新田から厚木市山際まで
⑤厚木市山際から厚木市上依知まで
⑥厚木市上依知から厚木市上依知まで
⑦神奈川県相模原市南区当麻
⑧八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町田端まで
②高座郡寒川町田端から高座郡寒川町倉見まで
③高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
④海老名市中新田から厚木市上依知まで
⑤神奈川県相模原市南区当麻
⑥八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで

工事区間変更日　平成25年２月１日

自動車損害賠償責任保険基準料率算定公告

平成25年１月31日

損害保険料率算出機構

本機構は、自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、平成25年１月15日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第９条の３第２項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第８条の規定により、次のとおり公告いたします。

１．金融庁長官に届出をした基準料率　　下記のとおり

２．基準料率の届出をした年月日　　平成25年１月15日

（なお、届出をした基準料率は平成25年４月１日以降に保険期間の始期を有する保険契約に適用いたします。）

３．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所

損害保険料率算出機構　東京都新宿区西新宿３－７－１
新宿パークタワー　28・29階

４．基準料率表の交付の請求を受ける場所　　同上

５．公告に関する問い合わせ先　　損害保険料率算出機構　総務企画部広報グループ
電話（03）6758―1300

記

自動車損害賠償責任保険基準料率

目次

１．保険金額
２．基準料率
３．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第２項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

１．保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第２条に定める保険金額